

議案第 14 号

日野町議会の個人情報の保護に関する条例等の一部改正について

日野町議会の個人情報の保護に関する条例等の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 3 月 4 日提出

日野町長 谷 田 淳 一

日野町議会の個人情報の保護に関する条例等の一部改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

「刑法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第67号）及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」（令和4年法律第68号）（以下刑法等一部改正法という。）の施行により、懲役及び禁錮刑が新たに拘禁刑として統一化されることに伴い、関係条例について所要の改正を行うもの。

2 改正内容

下記条例について、「懲役」「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- ・ 日野町議会の個人情報の保護に関する条例
- ・ 日野町職員の給与に関する条例
- ・ 日野町消防団条例

3 附則

刑法等一部改正法の施行の時から施行する。

日野町議会の個人情報保護に関する条例等の一部を改正する条例

(日野町議会の個人情報保護に関する条例の一部改正)

第1条 日野町議会の個人情報保護に関する条例(令和5年日野町条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

(日野町職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 日野町職員の給与に関する条例(昭和48年日野町条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当の支給制限) 第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)及び(2) 略 (3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの	(期末手当の支給制限) 第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)及び(2) 略 (3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの
(期末手当の支給の一時差止め) 第19条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定	(期末手当の支給の一時差止め) 第19条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定

定していない場合	していない場合
(2) 略	(2) 略
2 略	2 略
3 任命権者は、一時差止め処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止め処分を取り消さなければならぬ。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止め処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止め処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。	3 任命権者は、一時差止め処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止め処分を取り消さなければならぬ。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止め処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止め処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
(1) 一時差止め処分を受けた者が当該一時差止め処分の理由となつた行為に係る刑事事件に關し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合	(1) 一時差止め処分を受けた者が当該一時差止め処分の理由となつた行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合
(2) 及び(3) 略	(2) 及び(3) 略
4～6 略	4～6 略

(日野町消防団条例の一部改正)

第3条 日野町消防団条例(昭和45年日野町条例第40号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(欠格条項)	(欠格条項)
第5条 次の各号の1に該当する者は、団員となることができない。	第5条 次の各号の1に該当する者は、団員となることができない。
(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者	(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
(2) 及び(3) 略	(2) 及び(3) 略

(罰則の適用等に関する経過措置)

第4条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第5条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされ、人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(日野町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の日野町職員の給与に関する条例第19条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附 則

(施行期日)

この条例は、刑法等一部改正法の施行の日から施行する。